

広島県告示第 382 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、
公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

平成 24 年 4 月 9 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成 24 年 3 月 30 日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

幸陽船渠株式会社

広島県三原市幸崎町能地二丁目 1 番 1 号

(2) 代表者の氏名

代表取締役 檜 垣 俊 幸

3 埋立区域

(1) 位置

(第 2-2-2 工区)

三原市幸崎能地二丁目 2859 番 14 に接する無番地から 2859 番 16 に接する無番地を経て 2859 番 11 に至る間の地先公有水面

(2) 区域

(第 2-2-2 工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び⑳の地点と㉑の地点を結んだ線により囲まれた区域。

⑳の地点 広島県三原市幸崎町大字能地字内山 451 番地の国土地理院三等三角点
「大山」（北緯 34 度 20 分 41 秒 2525，東経 133 度 02 分 42 秒 7825，標
高 242.2m）から 203 度 52 分 08 秒 1, 125.94m の地点

㉒の地点	⑳の地点から	241 度 00 分 19 秒	22.59m の地点
㉓の地点	㉒の地点から	331 度 00 分 18 秒	9.99m の地点
①の地点	㉓の地点から	329 度 45 分 45 秒	126.85m の地点
②の地点	①の地点から	60 度 31 分 57 秒	0.76m の地点
③の地点	②の地点から	59 度 14 分 33 秒	2.00m の地点
④の地点	③の地点から	329 度 14 分 30 秒	32.27m の地点
⑤の地点	④の地点から	71 度 24 分 53 秒	3.13m の地点
⑥の地点	⑤の地点から	149 度 31 分 44 秒	31.61m の地点
⑦の地点	⑥の地点から	58 度 26 分 50 秒	1.78m の地点

(3) 面積

(第 2-2-2 工区)

2,140.00 平方メートル

- 4 埋立免許の告示の年月日及び番号
平成 21 年 9 月 7 日 広島県告示第 816 号
(平成 21 年 8 月 27 日付け指令港管第 109 号で免許)
- 5 法第 22 条第 3 項の市町名
三原市